

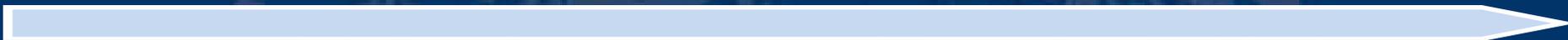
業 務 概 況



東京入国管理局のマスコットキャラクター
～とりぶ(Tokyo Regional Immigration Bureau)～

東京入国管理局

目次



1 出入国管理行政の役割

2 東京入国管理局の紹介

3 東京入国管理局の業務状況

出入国管理行政の役割

出入国審査



在留審査



すべての人の
出入国の公正な管理

退去強制



難民認定



入国管理局の機構

法務省

入国管理局

地方支分部局

- 札幌入国管理局
- 仙台入国管理局
- 東京入国管理局
- 名古屋入国管理局
- 大阪入国管理局
- 広島入国管理局
- 高松入国管理局
- 福岡入国管理局

- 成田空港支局
- 羽田空港支局
- 横浜支局
- 中部空港支局
- 関西空港支局
- 神戸支局
- 那覇支局

施設等機関

- 東日本入国管理センター
- 西日本入国管理センター
- 大村入国管理センター

東京入国管理局の沿革

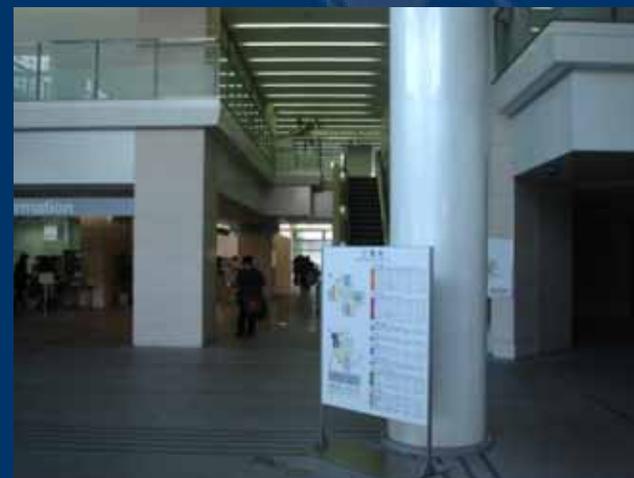
- 昭和25年10月 出入国管理庁(外務省外局)の地方支分部局として東京出張所設置(昭和26年11月, 入国管理庁(外務省外局)東京出張所に改組)
- 昭和27年 8月 外務省の外局「入国管理庁」が法務省の内局「入国管理局」に移管され, その地方支分部局として東京入国管理事務所設置
- 昭和56年 4月 東京入国管理局に改組
- 昭和60年 7月 港区港南から大手町合同庁舎第一号館(2~3階)に移転
- 平成 2年12月 東京都北区西が丘所在の旧東京地方検察庁第二庁舎に東京入国管理局第二庁舎を開設し, 当局業務のうち退去強制手続部門を移転(収容定員200人, 平成5年6月450人, 平成14年4月600人に拡大)
- 平成15年 2月 第二庁舎と統合の上, 港区港南に800人の収容場を有する新庁舎に移転

東京入国管理局の施設

- 敷地面積 : 9,927m²
- 延床面積 : 36,115m²
- 構造・規模 : 地上12階, 地下1階
敷地内に入国警備官用待機宿舎あり(地上10階, 34戸)



▲ 東京入国管理局本庁舎(港区港南)



東京入国管理局の機構

東京本局（品川庁舎）

局長

次長（2）

審査監理官

警備監理官（2）

総務課

職員課

会計課

用度課

審査部門（11）

警備部門（8）

出張所（11）

成田空港支局

羽田空港支局

横浜支局

出張所（1）

東京入国管理局の機構

審査部門（11）

審査管理部門

在留管理情報部門

就労審査部門

留学審査部門

研修・短期滞在審査部門

永住審査部門

難民調査部門

実態調査部門

情報管理部門

違反審査部門

審判部門



警備部門（8）

企画管理部門

調査企画部門

調査第一部門

調査第二部門

調査第三部門

調査第四部門

執行部門

処遇部門



東京入国管理局の職員

入国審査官

出入国審査，在留審査，難民の調査，違反事件の審査などに従事



1, 135人

入国警備官

違反事件の調査，違反者の退去強制などに従事



772人

法務事務官(42人)を合わせると、

東京入国管理局管内の職員数は、1, 949人

東京入国管理局本局内で、659人(平成25年度末)

東京入国管理局の管轄区域

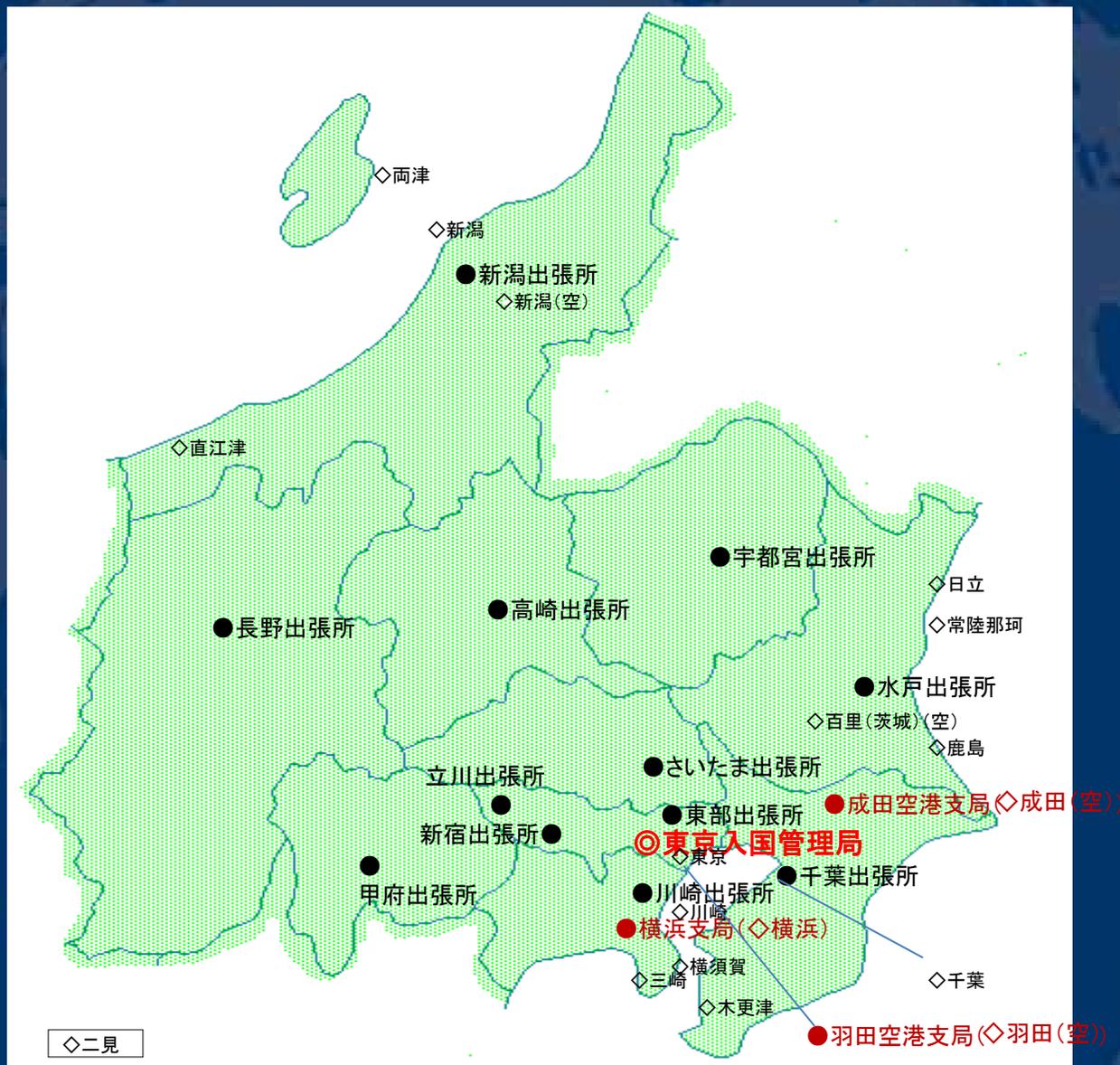
- 1都9県(茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県及び長野県)を管轄

⇒ 全ての都県に本局, 支局又は出張所を設置

- 管轄する出入国港(入管法で定める外国人が出入国すべき, 港又は飛行場)

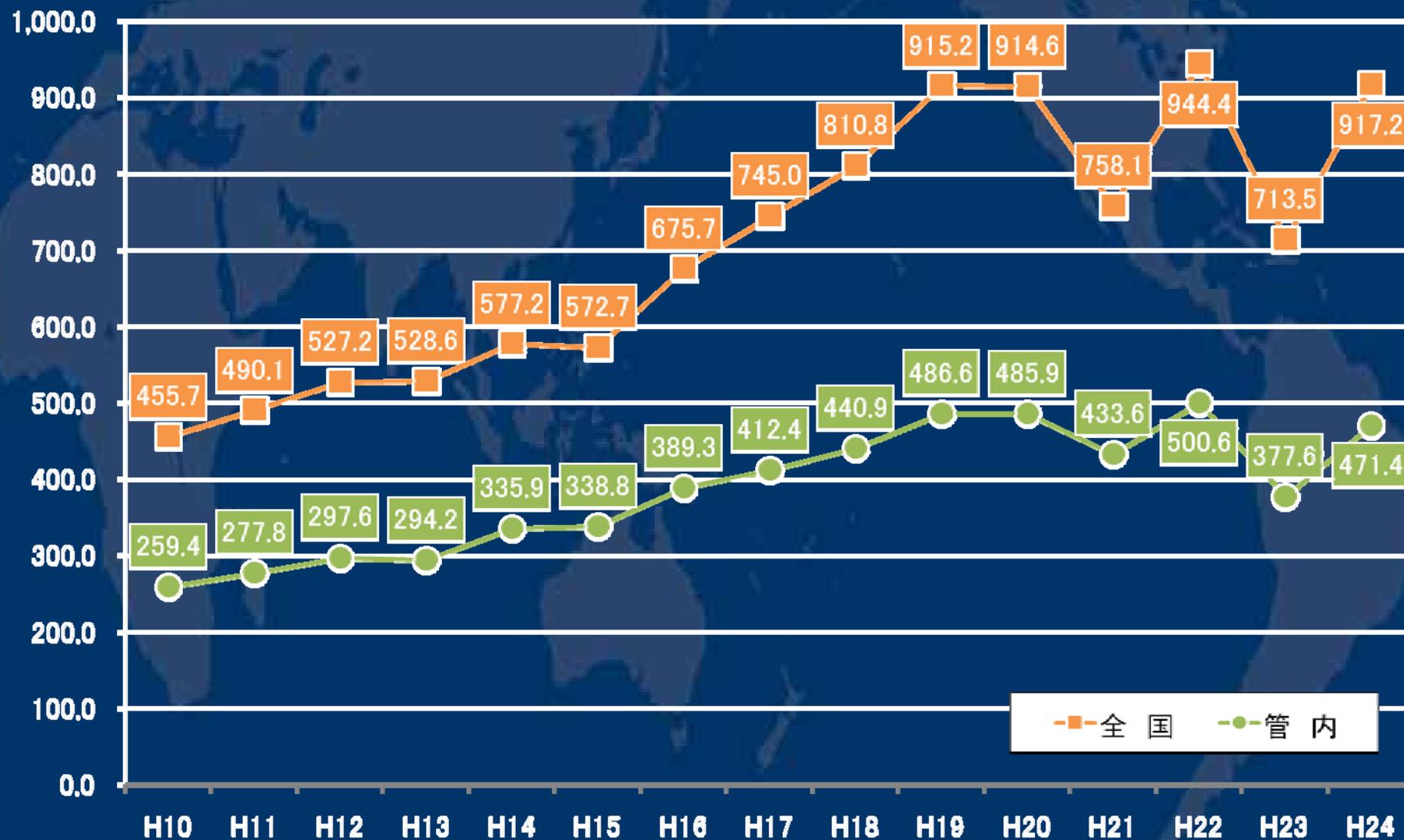
⇒ 海港: 14か所, 空港: 4か所

東京入国管理局の管轄区域



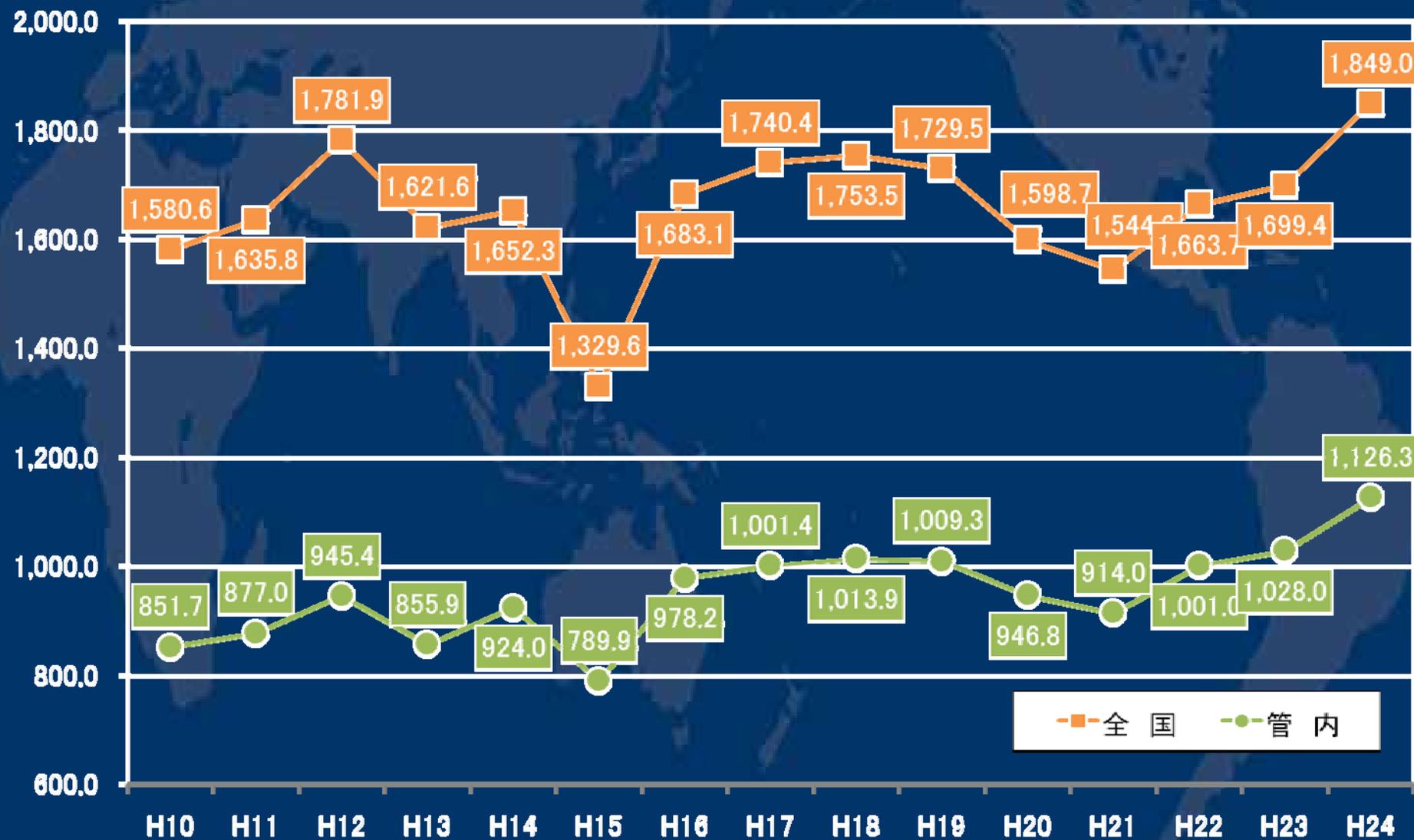
出入国審査（外国人入国者の推移）

（単位：万人）



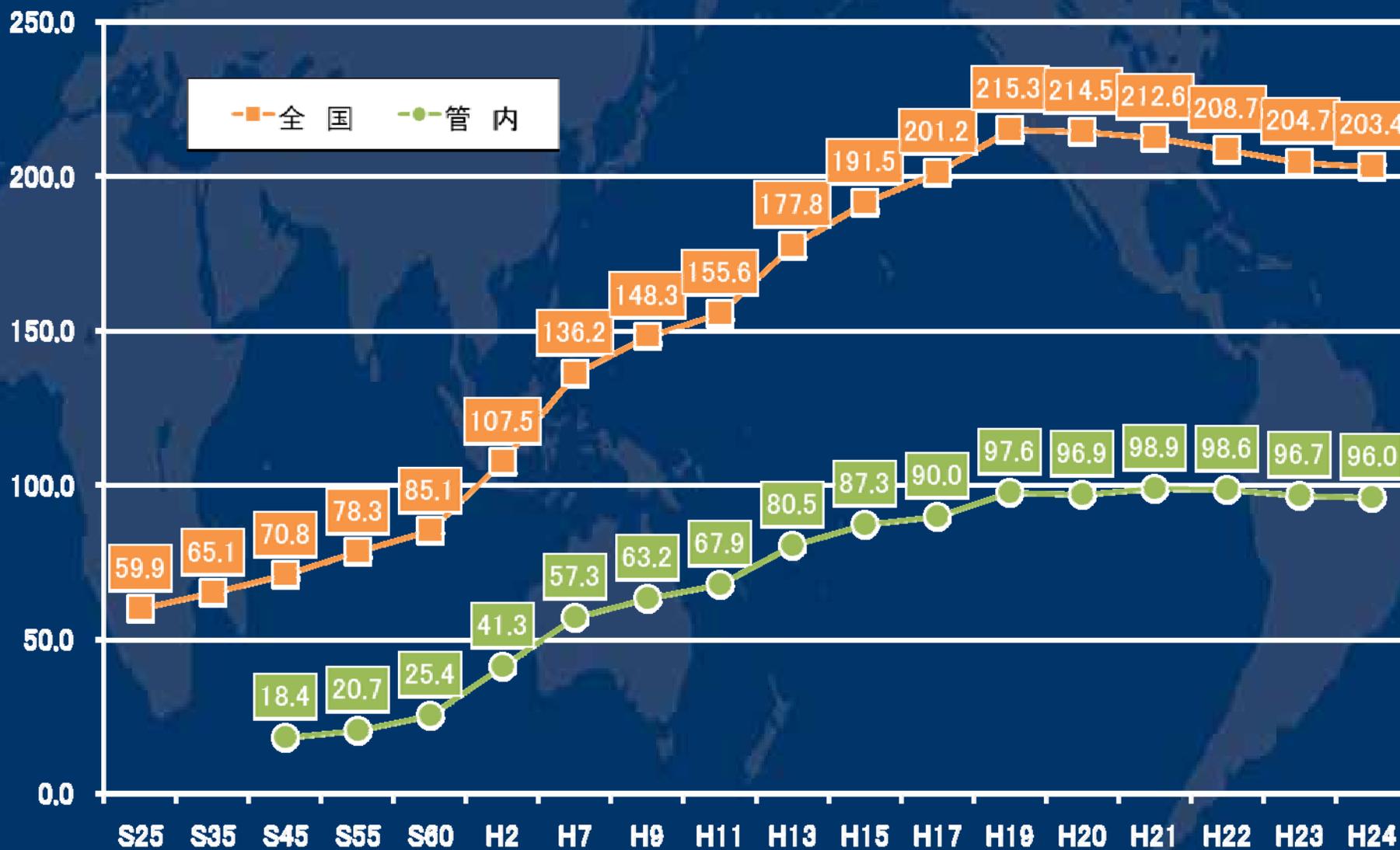
出入国審査（日本人出国者の推移）

（単位：万人）



中長期在留者（外国人登録者）数の推移

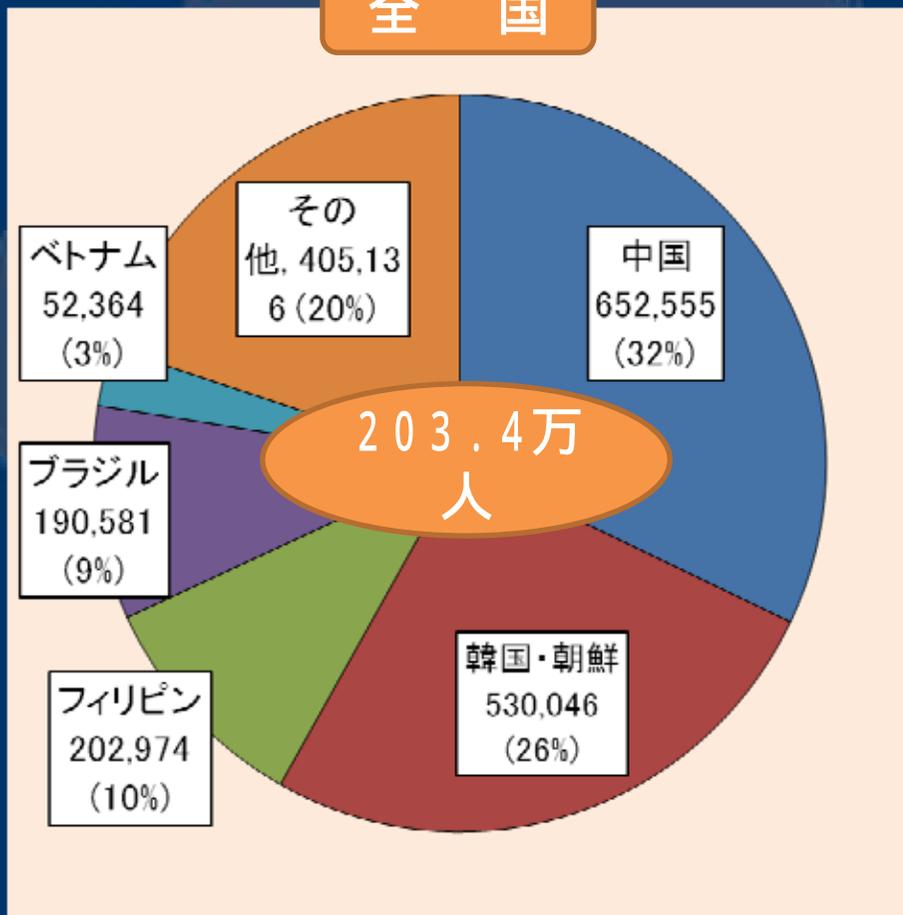
(単位:万人)



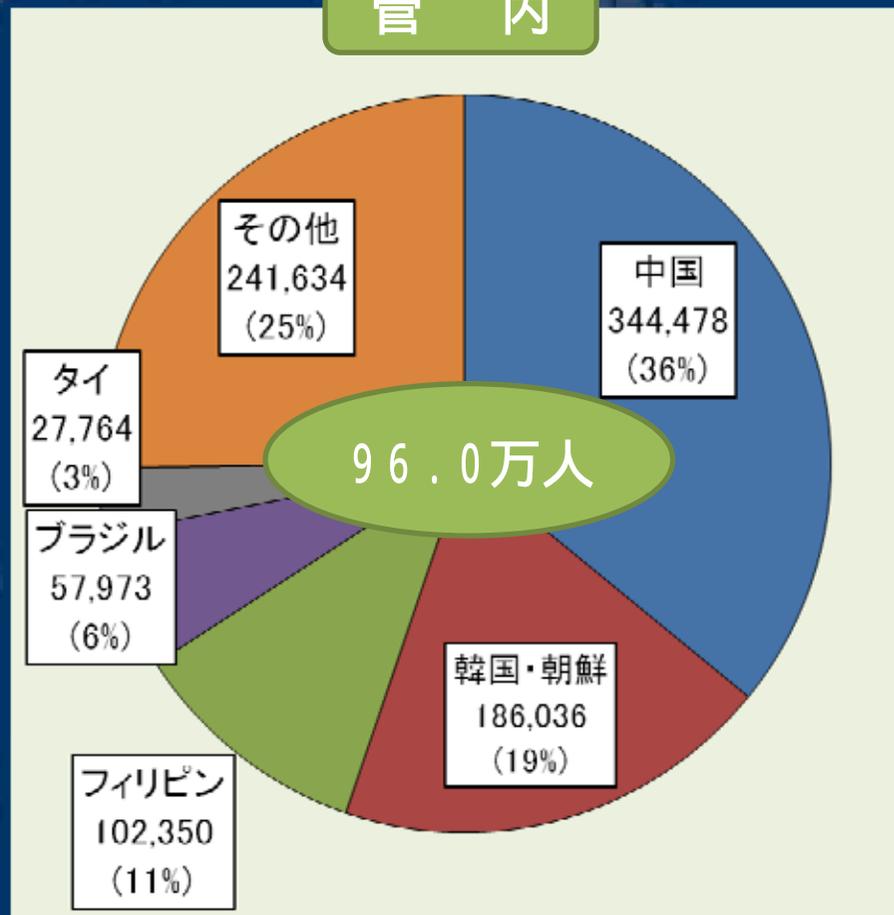
在留外国人数の国籍（出身地）別内訳

【平成24年末現在】

全 国



管 内



在留外国人数は中長期在留者に特別永住者を加えた数を示している。
中国には台湾の一部，香港，その他を含む。
構成比 (%) は，表示単位未満を四捨五入してあるため，合計は必ずしも100%とならない。

在留審査等手続

在留期間更新

許可された在留期間を超えて、在留を希望する場合に、許可を申請



在留資格変更

現在の在留目的を変更して、在留を希望する場合に、許可を申請



永住許可

日本に永住を希望する場合に、許可を申請



在留カード

中長期在留者に対し、上陸許可等の在留に係る許可に伴って交付



難民認定手続

難民調査部門

難民認定申請

不認定

認定

審判部門
(難民異議申立東京事務局)

異議申立

難民審査参与員への諮問

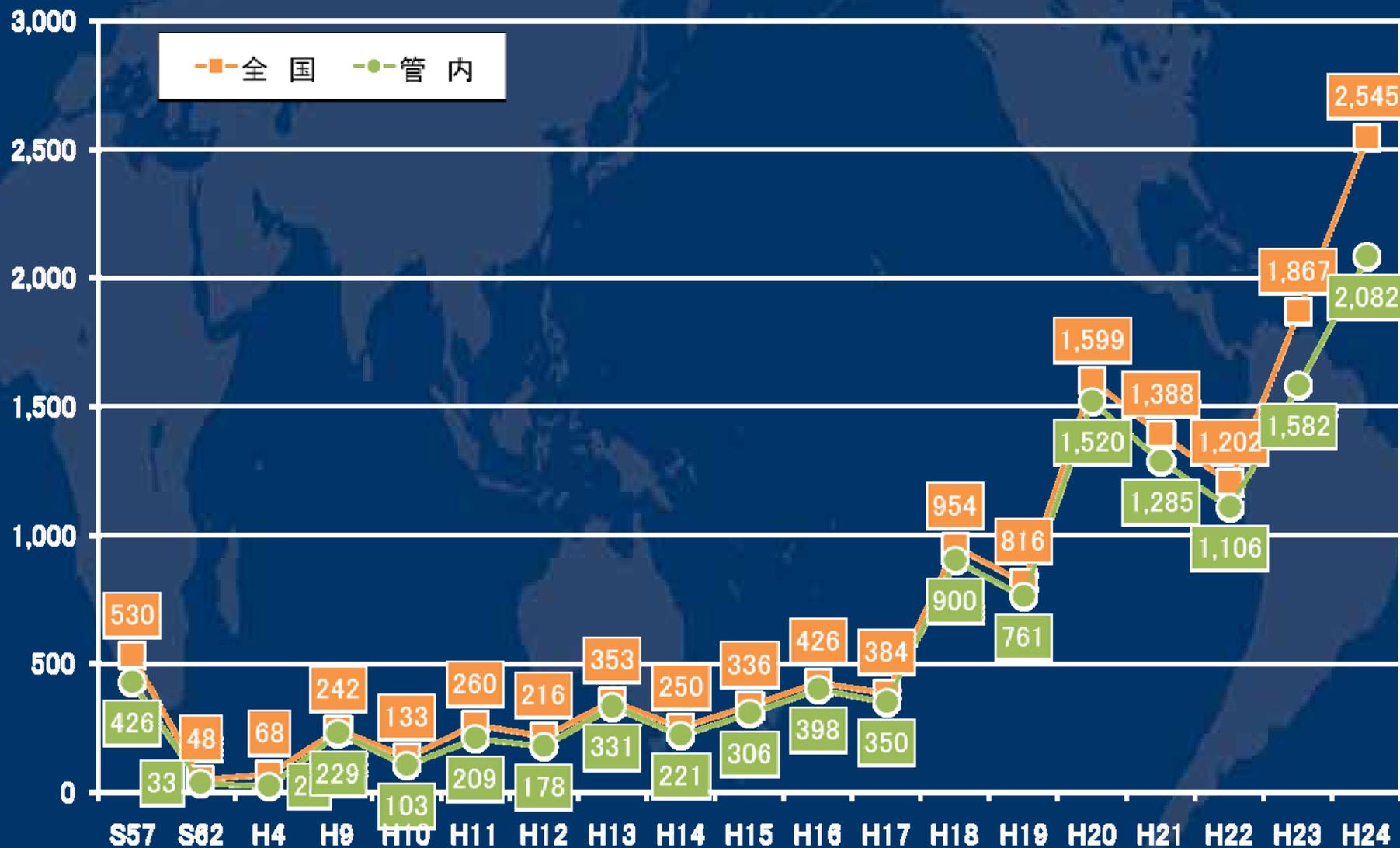
法務大臣の決定

理由あり(認定)

理由なし(不認定)

難民認定申請の推移

(単位:件)



新しい在留管理制度

- 平成24年7月9日から、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新しい在留管理制度」が施行
- 対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(中長期在留者)

ポイント① 「在留カード」が交付

ポイント② 在留期間が最長5年に

ポイント③ 再入国許可の制度が変更

⇒ 「みなし再入国許可」の制度を導入

⇒ 再入国許可の有効期限の上限が「5年」に

ポイント④ 外国人登録制度が廃止

⇒ 中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定期間「在留カード」とみなす

